

かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業業務委託 仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 「かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業」一式
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月30日まで

2 本業務の趣旨

県内全域を対象として、「患者のための薬局ビジョン」（以下「薬局ビジョン」という。）の推進に関して支障となっている事項の調査を行うとともに、患者ニーズの把握により、更なる薬局ビジョンの定着・促進のための方策を提案する。また、モデル地域において関係多職種間での連携の推進等により、患者が切れ目のない薬学的管理を受けられる体制を検討するほか、県内で業務を行う薬剤師の育成・確保のための取組みにより、本県における薬局ビジョンの定着・推進を目的とする。

3 本業務の範囲

受託者は、以下の業務を行うこと。

(1) 事業の概要

本県の薬局において、「患者の検査データや病状等の医療機関等と薬局間での情報共有」や「薬局ビジョンへの取組み」の支障となっている項目の調査、また、これらの薬局機能に対する患者ニーズを把握し、患者に対する継続的な薬学管理、地域薬局間での協力体制を構築する取組方法を検討する。

また、健康サポート薬局に係る研修修了薬剤師や専門的な知識を有する薬剤師の養成・育成を行うとともに、地域住民への健康に係る相談会や児童生徒に対する薬剤師業務の啓発等を通じて、県内で従事する薬剤師の確保を図る。

ア 薬剤師・薬局の機能強化に係る調査・検討

薬局ビジョンの推進の方策を検討するため、調査項目・手法等の検討を行う。調査結果を考察し、薬局ビジョンの推進方策の提案を行うこと。

① 薬局開設者及び管理薬剤師に対する調査

県内の全薬局の開設者及び管理薬剤師を対象として、推進方策を検討するための資料となる項目等を検討のうえ、アンケート調査票の案を提示すること。（但し、アンケート調査の協力依頼通知は、健康国保課において実施する。）

② 患者等、薬局利用者に対するニーズ調査

各薬局において、患者ニーズの掘り起こしのための調査を実施すること。

③ 上記の他、患者に対する歯科受診勧奨の取組み手法を検討すること。

イ 病院薬剤師との連携による継続的な薬学的管理の検討

モデル地域として1地域を選定し、以下の取組みを行うこと。

① 事業検討会議の開催

モデル地域においては、地域薬剤師会と市町村行政担当部局、介護支援専門員協会等の関係職種により構成した事業検討会を2回開催すること。

② 事業説明会及び研修会の開催

モデル地域において、事業に関する説明会及び多職種合同研修会を1回開催すること。

③ 継続的な薬学的管理体制の試行

地域の医療機関等との情報共有により、患者の状況の変化に合わせて、継続的な薬学的管理を実施するための取組み方法を検討し、5例以上試行すること。

④ 事業報告会の開催

モデル地域の住民、医療従事者及び介護支援専門員等を対象とした事業実施に関する報告会を1回開催すること。

ウ 他職種との連携による同行在宅訪問の実施

モデル地域として1地域を選定し、以下の取組みを行うこと。

① 事業検討会議の開催

モデル地域においては、地域薬剤師会と市町村行政担当部局、介護支援専門員協会等の関係職種により構成した事業検討会を2回開催すること。

② 事業説明会及び研修会の開催

モデル地域の薬局を対象とした事業に関する説明会並びに事業の実施方法及び在宅患者への薬学的管理・服薬指導に関する研修会を1回開催すること。

③ 住民説明会の実施

在宅患者が薬剤師等の他職種同行訪問を抵抗なく受け入れる意識の醸成を図るため、住民に対する事業説明会をモデル地区において1回開催すること。

また、事業説明会に参加できない住民については、薬局等でのリーフレット配布等により周知を行うものとする。

④ 同行訪問の実施

保健師や介護支援専門員等から得た情報を基に、薬剤師が薬学的管理に問題があると思われる在宅患者に同行訪問を実施し、在宅患者に対する薬学的管理・服薬指導を、5例以上実施すること。

また、薬学的管理の課題を抽出し、必要に応じてかかりつけ医に情報を提供すること。

⑤ 事業報告会の開催

モデル地域の住民、医療従事者及び介護支援専門員等を対象とした事業実施に関する報告会を1回開催すること。

エ 歯科医師会との連携による受診勧奨の試行

歯科領域問題があると思われる患者や、これに付随した症状が疑われる患者に対する歯科受診勧奨の取組みを実施すること。

オ 薬剤師の養成・育成

県内の薬剤師を対象として、患者の薬物療法を支援するために必要な知識を有する薬剤師の養成講習を各1回以上実施すること。

① 薬学的管理業務スキルアップ研修

② 健康サポート薬局研修修了薬剤師フォローアップ研修

カ 薬剤師の確保に向けた取組

県内に定着する薬剤師の確保のため、以下の取組みを行うこと。

- ① 高校生までの児童・生徒向けの啓発資材の作成・配布。
- ② 県内への就職を希望する薬学生向けの情報誌の作成し、これを活用した薬科大学への訪問を5校以上実施すること。

#### ク その他

上記ア～カの事業を実施するにあたり、県薬剤師会、モデル地域薬剤師会及びその他の有識者による検討会を設置し、2回以上開催すること。

また、事業の実施により得られた知見を共有するため、県単位の事業報告会を1回実施すること。

#### (2) 事業の評価

ア 地域内の医療機関等と薬局間の情報共有の実施状況の変化を評価すること。

イ 事業に伴い実施するアンケート調査結果に基づき、各事業の効果、各専門職、患者各々の制度等の理解度や意識を評価すること。

ウ 歯科受診勧奨実施患者数の評価を行うこと。

#### (3) その他

ア モデル地域の設定に当たっては、事前に協議すること。

イ 事業の実施概要及び効果等に関する報告書を作成すること。また、報告書を県内各市町村、県医師会及び郡市医師会等に送付するとともに、自身のホームページで公表するなど、事業の普及啓発を図ること。

### 4 契約に関する条件等

#### (1) 個人情報の保護等

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならないこと。

また、本業務を行うため、個人情報（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第2条で定義されているものをいう。）を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならないこと。

#### (2) 障がい者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

#### (3) 再委託等の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないこと。

#### (4) その他

その他、詳細な契約条件については、契約締結時に定めるものとする。